

宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱

宇部市教育委員会

1 設置目的

宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）における拠点校及び連携校の校長、事務職員を中心に、宇部市教育委員会及び小・中学校の教職員と連携した組織を編成し、共同実施事業を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

2 組織

小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。

（別紙 組織図参照）

(1) 拠点校

拠点校の構成及び業務については、「学校事務の共同実施要綱」による。

(2) ブロック

① ブロックは次に掲げる者で構成し、小・中学校を5ブロック（東部、中東部、中西部、西部、北部）に分け、共同実施の具体的な取組を円滑に行う。

ア 拠点校、連携校の校長

イ 拠点校、連携校の事務職員

② ブロックにブロック長を置く。

ア ブロック長はブロック代表校の校長を充てる。

イ ブロック長はブロックを代表し、その円滑な運営を図る。

③ ブロック長は必要に応じ会長が招集した協議会に参加し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。

ア ブロック共同実施会の運営に関する事項

イ ブロック共同実施会の実施計画に関する事項

ウ ブロックその他共同実施会に関する事項

④ ブロックにブロック責任者を置く。

ア ブロック責任者はブロック代表校の事務職員を充てる。

イ ブロック責任者はブロックを代表し、その円滑な運営（拠点校との連絡調整、ブロック内の連絡調整等）に努める。

3 運営

(1) ブロック共同実施会における業務の具体的な取組は、運営責任者及びブロック責任者を中心として事務職員が行う。

(2) 事務職員によるブロック共同実施会の開催は、原則として各学期に1回半日とする。ただし、実施内容の早急な取組が必要な場合及び長期休業期間においては、総括者及び各ブロック長の下承を得たうえ、必要な時間をこれに充てることできる。

(3) 事務職員による共同実施会は、総括者及び各ブロック長の下承を得たうえ、必要に応じて開催することできる。

4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。